

「ショートステイ 竹の郷」
指定短期入所生活介護事業運営規程
(指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 瀬戸福慈会が開設する「ショートステイ 竹の郷」(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要支援状態、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、健康管理及び療養上の世話、その他の日常生活上の世話及び機能訓練(以下「サービスの提供」という。)を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ 竹の郷
(地域密着型特別養護老人ホーム竹の郷併設)
- 二 所在地 愛媛県松山市太山寺町1470番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、地域密着型特別養護老人ホーム 竹の郷の従業者との兼務を含む。

- 一 管理者 1名(常勤・併設地域密着型特別養護老人ホーム 竹の郷の施設長と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 医師 1名(非常勤)
利用者の診察と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
生活相談員 1名(常勤・兼務)
利用者の生活相談、指導に関すること。
看護職員 3名～(常勤・兼務)
利用者の看護、保健衛生に関すること。
介護職員 6名～(常勤3名、非常勤3名、兼務)
利用者の日常生活の介護に関すること。
栄養士 1名(非常勤・兼務)
献立の作成、栄養の計算、調理指導に関すること。
機能訓練指導員 1名(常勤・兼務)
利用者の身体機能の改善、減退防止のための訓練に関すること。
- 三 事務職員 2名(常勤職員・兼務)
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は8名とする。

(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の内容及び、取扱方針)

第6条 事業所は、利用者の要支援状態、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談、助言、援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（入浴、排泄、食事等の介護）
- 四 健康状態の確認（保健医療サービス、その他健康保持のための措置）
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 レクリエーション等を含むその他の福祉サービス

3 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 緊急やむを得ない場合に身体拘束をする場合は、あらかじめ身元引受人に利用者の身体拘束にいたる経緯を十分に説明し、同意を得るものとする。

6 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第7条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 事業所は、当該事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 事業所は、サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(介護計画の作成)

第11条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり、継続して入所することが予想される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

(サービスの具体的内容)

第12条 事業所が行うサービス提供の具体的内容は、次のとおりである。

- 一 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって実施するものとする。
- 二 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の自立についての必要な援助
- 三 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
- 四 オムツ使用者に対する適切な取替の実施
- 五 離床、着替え、整容、適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
- 六 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
- 七 心身の状況に応じて、日常生活上必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
- 八 利用者の健康状態に配慮した健康維持のための適切な措置
- 九 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
- 十 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の提供
- 十一 前各号のほか、必要と思われる入所中の世話

2 事業者は、前項のサービス提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 事業者は、サービスの提供に当たっては、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用料等)

第13条 指定短期入所生活介護、指定予防介護短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、通常の

- 送迎の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごとに10円。
- 二 滞在に要する費用として、重要事項説明書のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、重要事項説明書のとおり。
 - 四 理美容代として、その実費。
 - 五 その他指定短期入所生活介護、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第14条 通常の送迎の実施地域は、松山市（島嶼部を除く）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第15条 利用者は、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意し、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 機能訓練室を利用する際には、必ず従業者に申し出ること。
 - 三 浴室を利用する際には、必ず従業者に申し出ること。
 - 四 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - 五 建物・備品その他の器具を破壊し、若しくは持ち出さないこと。
 - 六 喧嘩、口論、暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者、またはその家族が次の各号に該当すると認めるときは、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- 一 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - 二 故意にこの規程等に違反した者

（緊急時における対応方法）

第16条 従業者は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応等）

第17条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第18条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第19条 事業所は提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第20条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

4 事業所は、利用者がサービスを利用する際の個人情報の利用について、入所者及び家族(身元引受人)にあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の他、必要がある場合は、社会福祉法人 瀬戸福慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月20日から改正・施行する。

この規定は、平成30年 7月 1日から改正、施行する。

この規定は、令和元年 5月 1日から改定、施行する。

この規定は、令和3年 4月 1日から改定、施行する。